

## ■ 特定課題セッションⅤ 報告

### 「実習教育における障害学生支援の視点と方法」

コーディネーター：太田 晴康（静岡福祉大学）

本セッションの目的の一つは障害学生を対象とする相談援助実習教育においてその目標を達成するために何が必要か、課題を抽出すると共に、課題解決に向けた具体的な取り組みを共有する点にあった。3会員の報告は研究者の立場からの大変時宜を得た内容であり、いずれも研究の延長線上に、今後の障害学生を対象とする実習教育のあり方を示唆するものであった。

まず鈴木政史会員の報告「実習教育における障害を持つ学生支援に求められる合理的調整 - 法規範、ガイドライン等における合理的調整規定を題材として -」は昨今、日本政府においても論点の整理がおこなわれている合理的配慮（合理的調整）に焦点を当て、分析を加えた内容である。障害学生を対象とする支援は、指導者の情実や「個人的」配慮に左右されることなく、人権の行使を支える合理的配慮に基づく必要性、並びにその規範性に関し、国連、韓国、オーストラリア、イングランドとウェールズにおける関連条約・法律を通じて明らかにした内容である。同報告の分担研究者である宮本雅央会員、柳澤充会員による文献整理と想定される困難例の抽出及び整理とあわせ、障害学生支援に関する新たな地平を切り開く研究といえるだろう。

杉本泰平会員の報告「自験例からみた社会福祉士実習教育を受ける聴覚障害学生が直面する困難と聴覚障害学生への実習教育及び聴覚障害学生支援の方略に関する検討 - 社会福祉士通信教育課程における実習経験を通して -」は、自ら聴覚障害学生として実習教育を体験した際の困難を分析し、有効な支援方法について検討した内容である。具体的な提案を含むと共に、現今の手話通訳派遣制度の不合理性の指摘とあわせて、制度運用上の課題、環境整備に必要な諸条件を提示した点が注目される。

塚本鶴樹会員の報告「相談援助実習におけるパーソナライゼーションに関する一考察 - イギリスの障がい学生支援から考える -」は、イギリスの障害学生支援の現状を紹介すると共に我が国への含意を主な内容とする。近年、パーソナライゼーションに関する研究が散見されるが、ソーシャルワーク教育における有効性を明らかにした点が新しい視点といえるだろう。

発表後の共同討議では、実習教育に携わる立場からの解決法の模索等、実践的な意見交換を通じ、支援方法の個別性と普遍性のあり方等が論点となった。一方、実習施設・機関の側からの報告と分析が不足していた点はコーディネーターとしての責任を痛感している。しかし、今回の報告はきわめて実践的かつ

示唆に富む内容だけに、相談援助実習に携わる多くの関係者の参考にしていただきたい。各報告の詳細及び情報入手に関し、コーディネーターとして橋渡しの労はいとわなかつもりである。